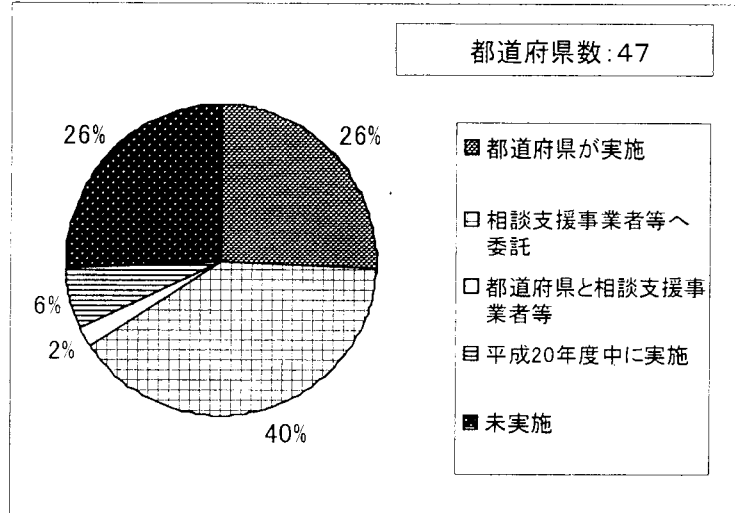


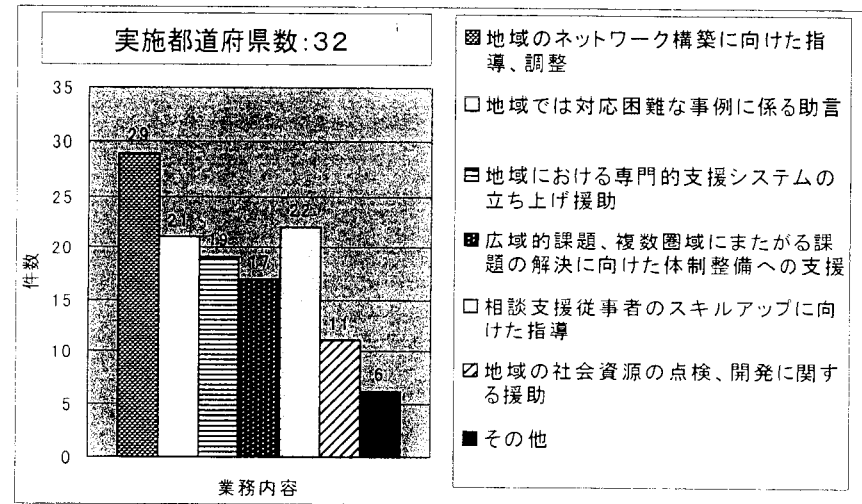
都道府県相談支援体制について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

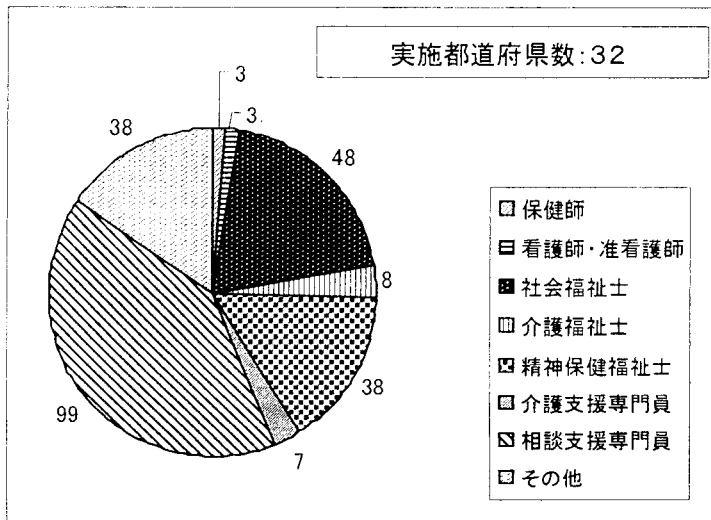
◆都道府県相談支援体制整備事業の実施状況



◆都道府県相談支援体制整備事業の業務内容



◆都道府県相談支援体制整備事業 アドバイザーの資格



◆相談支援体制整備特別支援事業(障害者自立支援対策臨時特例交付金)

都道府県数: 47(複数回答)

○特別アドバイザー派遣事業	実施37	実施予定2
○相談支援事業立ち上げ支援事業	実施33	実施予定4
○ピアサポート強化事業	実施30	実施予定5
○未実施	1	

指定相談支援事業者について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

◆指定相談支援事業者数

2,735事業者 ※平成20年4月1日現在

(うち相談支援事業について市町村の委託を受けている事業者1,805 [66%])

◆指定相談支援事業者に配置されている相談支援専門員数

4,005人

※平成20年4月1日現在の状況が不明な場合は指定時の人数を記載。

相談支援従事者養成研修について

【障害福祉課調べ(速報値)】

※ いずれも初任・現任研修の合計数

◆相談支援従事者養成研修の実施回数

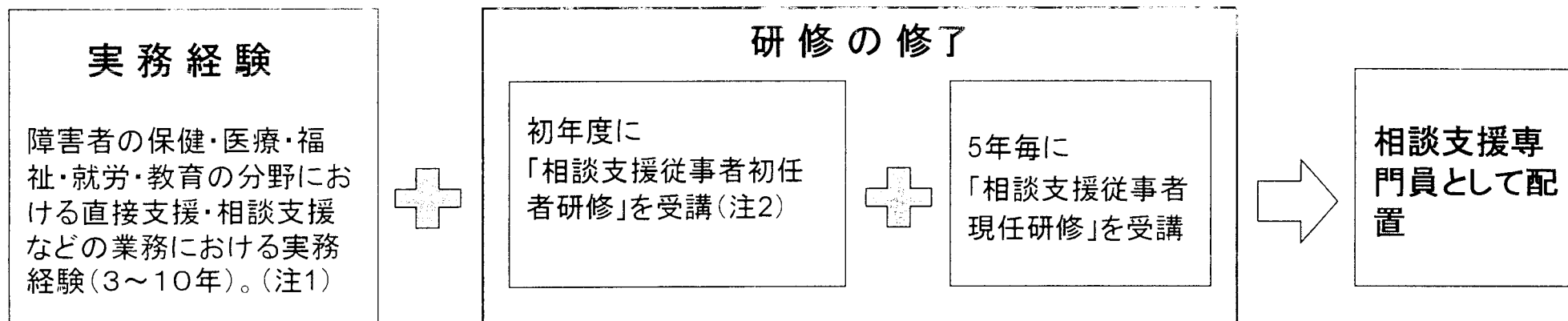
平成18年度	平成19年度	合計
87回	77回	164回

◆相談支援従事者養成研修の修了者数(延べ人数)

平成18年度	平成19年度	合計
15,221人	10,300人	25,521人

※制度施行前の研修を修了した者等が資格要件を満たすために受講した場合を含む。

相談支援専門員の要件



(注1) 実務経験については、別に定める。

(注2) 過去に障害者ケアマネジメント研修を受講している者は、相談支援従事者研修(1日程度)を受講することで、相談支援専門員の業務を行うことができる。

研修カリキュラム

○初任者研修カリキュラム(合計31.5時間)

<講義> 障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義(6.5時間)、
ケアマネジメントの手法に関する講義(8時間)、障害者の地域生活支援に関する講義(6時間)

<演習> ケアマネジメントプロセスに関する演習(1.1時間)

○現任研修カリキュラム(合計18時間)

<講義> 障害者福祉の動向に関する講義(1時間)、都道府県地域生活支援事業に関する講義(2時間)、
地域自立支援協議会に関する講義(3時間)

<演習> 障害者ケアマネジメントに関する演習(1.2時間)

課題①

(市町村ごとの取組状況)

- 障害者の自立を支援していく上で、障害福祉サービスとともに、相談支援の充実が必要であるが、一般的な相談支援は市町村の一般財源(交付税)による取組であり、取組状況に差があるとの指摘がある。

(参考) 市町村による主な意見 (実施状況とあわせ調査したもの(障害福祉課調べ))

- ・ 相談支援事業の財源が交付税での措置であり、財源確保が課題
- ・ 3障害まとめて相談することができる人材の確保や、体制の整備が課題
- ・ 相談支援専門員の資質向上が課題

- 地域生活支援事業費補助金による相談支援についても、取組状況に差がある。

(参考) 市町村における実施状況(20年4月1日現在)

・ 市町村相談支援機能強化事業 (専門職員の配置等)	実施	40%	実施予定	8%	未実施	52%
・ 居住サポート事業	実施	11%	実施予定	3%	未実施	86%
・ 成年後見制度利用支援事業	実施	31%	実施予定	6%	未実施	63%

課題②

(相談支援の質の確保)

- 現在、相談支援について、直営のみで行っている市町村が22%、相談支援事業者に全部又は一部を委託している市町村が78%となっている。
 - ・ 市町村直営で行っている場合
 - … 各市町村でケースワーカー等を配置して実施しているが、人事異動などがあるため質の維持・向上が課題になっているとの指摘がある。
 - ・ 相談支援事業者が行っている場合
 - … 相談支援従事者に対する研修事業で質の向上を図っているところであるが、事業者によって相談支援の取組状況や支援内容に差があるとの指摘がある。
- また、障害者同士によるピアカウンセリングなどを活用することにより、厚みのある相談支援を行うべきとの指摘がある。

(総合的な相談支援を行う体制)

- 障害者の相談支援について、多様なニーズや課題を抱える障害者がいる中で、一般的な相談支援からサービス利用の支援、地域移行の支援、地域生活における24時間の支援、権利擁護など、多様な相談支援を提供し、かつ、それぞれの障害者のライフステージに応じて一貫して支援していけるような総合的な相談支援の体制を、今後、それぞれの地域で充実させていくことが必要となっている。
- また、地域における相談支援体制の整備を図るとともに、相談支援に専門的に対応する人材の確保やノウハウの蓄積を通じて質の向上を図っていくために、総合的な相談支援を行う拠点的な機関を設置することを検討すべきとの指摘がある。

(地域における相談支援体制の強化)

1. 地域における相談支援体制について、市町村による相談支援の充実や地域生活支援事業費補助金の活用を促すことなどにより、全国的に必要な相談支援の事業が実施されるよう、強化を図っていくべきではないか。

(相談支援を担う人材の質の向上)

2. 相談支援を担う人材について、研修事業の充実を図るなど、質の向上を図っていくべきではないか。

また、障害者同士のピアカウンセリングなどの活用を図っていくべきではないか。

(総合的な相談支援を行う体制)

3. 地域における相談支援体制の整備を図るとともに、質の向上を図っていくために、総合的な相談支援を行う拠点的な機関を設置するなど、総合的な相談支援体制を充実させていくことについて、どのように考えるか。

2. ケアマネジメントの在り方

(1) サービス利用計画作成費

現 状

- 一般的な相談支援に加え、障害者自立支援法では、支給決定を受けた障害者であって一定の要件を満たす者に対し、「サービス利用計画作成費」を支給し、サービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行う等の支援を受けられるようにしている。

<サービス利用計画の内容> …次ページ参照

- ・ 障害者の生活に対する意向・ニーズ
- ・ 総合的な援助の方針
- ・ 生活全般の解決すべき課題
- ・ 提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期
- ・ 障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料、これを担当する者
- ・ 障害福祉サービスを提供する上での留意事項

※単なるサービスの
組合せだけでなく、
生活全般に関わる
援助の目標や計画
を作成

- 現行では、「サービス利用計画作成費」の対象者は、次の場合に限定されている。
 - ① 精神科病院・障害者支援施設からの退院・退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ② 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - ③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けられることができる者（寝たきり状態にある者等）

サービス利用計画の例 ①

個別支援計画表

利用者氏名:

作成日:

個別支援会議:

作成者:

担当相談支援専門員:

到達目標

(1)長期(内容及び期間等)

MTさん(病院で知り合った人)と結婚して、アパートで二人暮らしがしたい。

(2)短期(内容及び期間等)

(3ヶ月間の目標)就労準備のための事業所に、週3日通えるようになりたい。

具体的な到達目標及び支援計画等

領域	具体的到達目標	本人の役割	サービス提供機関 (担当者・摘要等)	支援内容(内容・留意点等) 支援期間(頻度・回数等)	優先 順位
医療・健康	薬に依存しすぎないで、不調時の対処方法を見つける	精神科以外の薬の乱用を避け、不調の時の状況を診察時に主治医に話す	精神科病院主治医	ストレスによる身体的な訴えを聞き取り、服薬の調整と効果及び副作用の説明を伝える。(1/2週)	1
		デイケアに参加しながら、診察の順番を待つ。	精神科PSW	デイケアで本人の近況を話してもらい、診察時には医師に近況の概況を伝え、本人が十分話せるよう調整をする。(1/2週)	
		身体的不調時には、原因を探してみることと、指導員に状況を話す。	生活訓練事業所生活支援員	胃痛、下痢と便秘、腰痛等の様々な身体症状の訴えがある。環境変化によるストレスと捉え、話しを良く聞き、精神的側面を見守っていく必要あり。	
生活技能	友達とうまくつきあう	友達に話しかけたい内容を考えて、SSTに週2回参加する。 レクリエーションに参加する。	生活訓練事業所生活支援員	部屋に引きこもりがちなので、「友達が欲しい」という気持ちをうまく引き出し、関心のある話題を言葉として言えるようにSSTを実施する。2/週 趣味や関心事を聞き出し、興味あるレクリエーションを企画する。	2
社会参加・活動	就労支援事業所に週3日通う	朝8時に起きられるように、目覚ましを必ずかけ、眠剤を10時までに飲み、布団に入るように心がける。	就労継続B事業所職業指導員 生活訓練事業所生活支援員	作業に取り組みやすい工夫と、気の合う友達作りに配慮する。最初の1ヶ月は2時間程度から始め、3ヶ月を目途に4時間まで作業時間を延ばす。(3/週・3ヶ月) 最初の1ヶ月は2時間程度から始め、3ヶ月を目途に4時間まで作業時間を延ばす。(3/週・3ヶ月) 9時になっても起床しない場合、夜11時になっても就寝しない場合には、声がけをする。通所日には励まし、声がけする。委託による事業所利用がスムーズに進むよう、綿密に連携を取る。	3
	図書館に行きたい	人の視線が気になるので、電車に乗れるように、SSTに参加する	生活訓練事業所生活支援員	人の目が気にならなくなった時一人で行けるように、数回同伴し、電車の乗り方や駅から図書館までの行き方等の助言や見守りをする。日曜に数回程度。	
経済	1ヶ月の金銭管理を自分で出来るようにする	買い物のレシートを必ず箱の中に入れる。1週間分づつ袋に分けて、1週間分のお金を初日に使わない。	生活訓練事業所生活支援員	銀行に同伴して、1ヶ月分の生活費を引き出すのを見守る。(1/月) レシートの整理や、使い方への助言、見守り、励まし。(1/週)	4
			社会福祉協議会相談支援専門員	社会福祉協議会の通帳管理を、金銭自己管理が達成した時点で、自己管理に向けて話し合う。	
家族	老人ホームにいる母親に会いに行きたい	2ヶ月後、退院して元気に暮らしていると報告に行けるよう、支援計画の目標を一つ一つやっていく。	生活訓練事業所生活支援員	早く会いたいために、計画に振り回されないように帆走し、焦りが見えるときにはスピードを落とすよう助言し、停滞しているときは声をかけ、励ます。本人のニーズが高まれば、状況判断で優先順位の繰り上げも検討。	

サービス利用計画の例 ②

ウィークリープラン(○年○月○日～○年○月○日)

氏名:

担当者:

作成日:

	朝	日中・午前			昼	日中・午後				夕・夜	
		9	10	11		12	13	14	15		16
月	起床: 朝食: 服薬: 整容:		就労継続B事業所へ通所(委託) 職業指導員〇〇さんが担当。		昼食 服薬		グループワーク「SST」 同僚や近所の人との雑談の仕方 方や回避のコミュニケーションスキル			夕食: 服薬: 入浴: 眠前服薬: 就寝:	
火	起床: 朝食: 服薬: 整容:		通院1/2週 デイケア用送迎車で通院。受診 とデイケア参加		昼食 服薬	診察の無い週はデイケアプログラムに終日参加 診察のある週は、自由参加				夕食: 服薬: 入浴: 眠前服薬: 就寝:	
水	起床: 朝食: 服薬: 整容:		就労継続B事業所へ通所(委託) 職業指導員〇〇さんが担当。		昼食 服薬	プログラムに自由参加				夕食: 服薬: 入浴: 眠前服薬: 就寝:	
木	起床: 朝食: 服薬: 整容:	プログラムに自由参加			昼食 服薬	個別支援 対処技能の為 の面談	グループワーク「SST」 同僚や近所の人との雑談の仕方 方や回避のコミュニケーションスキル			夕食: 服薬: 入浴: 眠前服薬: 就寝:	
金	起床: 朝食: 服薬: 整容:	グループワーク「金銭管理のABC」 ゲームなので、参加が目的、午後に役立たせる			昼食 服薬	個別支援 1週間のお金の 使い方	プログラムに自由参加				夕食: 服薬: 入浴: 眠前服薬: 就寝:
土	起床: 朝食: 服薬: 整容:		就労継続B事業所へ通所(委託) 職業指導員〇〇さんが担当。		昼食 服薬					夕食: 服薬: 入浴: 眠前服薬: 就寝:	
日	起床: 服薬:	朝食: 整容:			昼食 服薬				夕食: 入浴: 眠前服薬:	服薬: 就寝:	

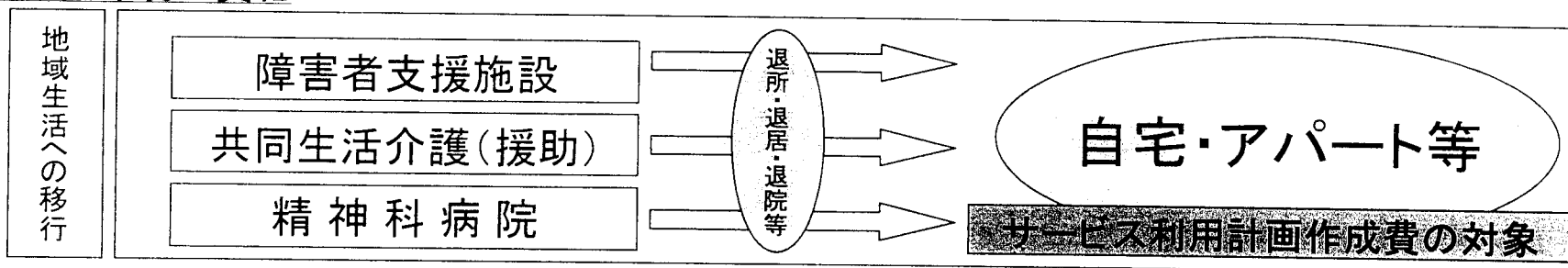
起床は7時、食事は7時30分を目標とし、行動時間を記入。服薬・整容は実施済は○を記入。昼食は12:00。夕食は19時。入浴は16時～22時。就寝目標10時。

現在のサービス利用計画作成費の対象者

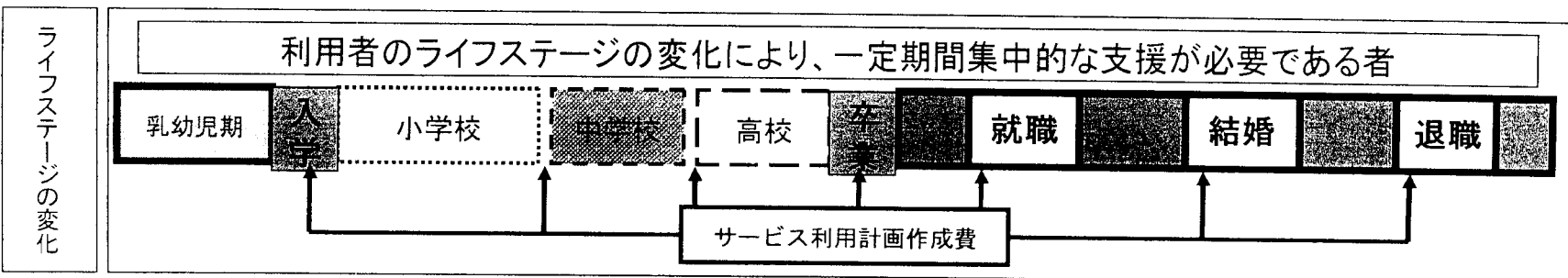
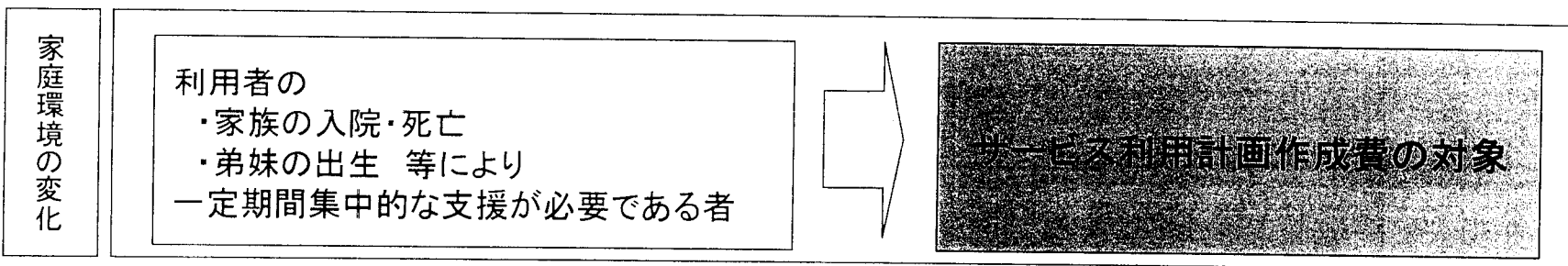
1. 精神科病院・障害者支援施設からの退院・退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者。
2. 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。
3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

1. 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

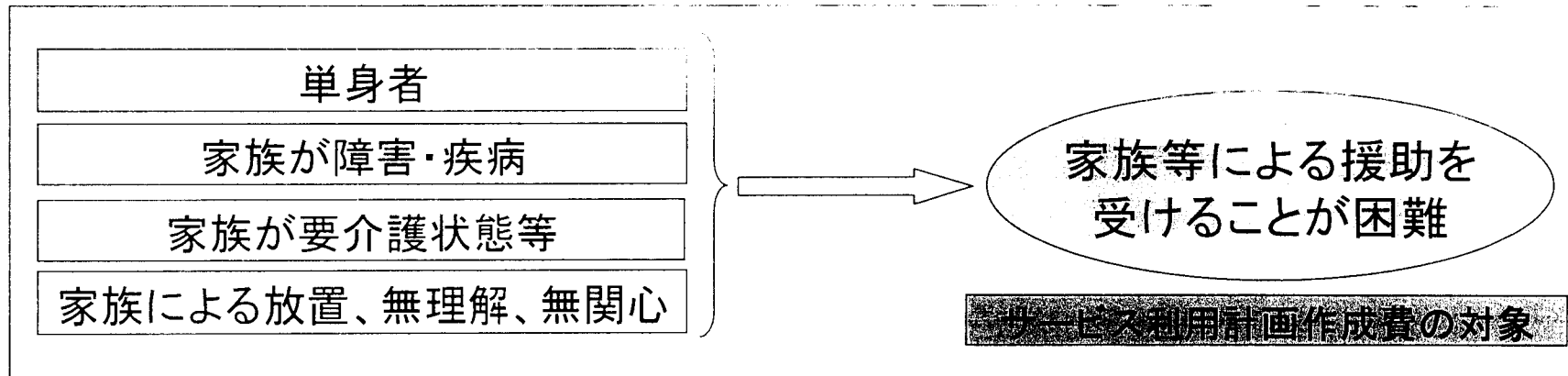
(1) 住環境の変化



(2) 生活環境の変化



2. 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。



3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

重度障害者等包括支援の対象者

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

サービス利用計画作成費の対象

※重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者は対象外

現在のサービス利用計画作成費の実績 【障害福祉課調べ(速報値)】

○ サービス利用計画作成費の支給決定者数（20年4月1日現在）

2, 269人

○ サービス利用計画作成費利用者数（20年4月分）

1, 920人

<参考> 都道府県別サービス利用計画作成費支給決定者数

○件数の少ない県

宮崎県 0件

鹿児島県 0件

徳島県 2件

青森県 8件

○件数の多い県

大阪府 412件

愛知県 150件

京都府 143件

広島県 100件